

性的少数者と家族の調査研究についての考察  
—経済的困難の角度から

○志田 哲之 (早稲田大学)

自治体レベルでの同性パートナーシップ認証は、2021年4月現在、すでに100を超えている。また同年3月には、「性別を問わず結婚ができるようになるよう『結婚の自由をすべての人に』訴訟」、いわゆる同性婚訴訟にたいして、札幌地方裁判所は同性婚を認めないのは法の下での平等を定めた日本国憲法14条に反するとの判断を示すに至っている。

しかしながら生涯未婚率の上昇が指摘され続ける中の2015年に実施された「第15回出生動向基本調査」の結果から、結婚にあたっての障害として「結婚資金」が最多となったことを想起すると、長引く不況の中、SOGIに関係なく、結婚やパートナーシップの形成が困難な状況にあると推定可能である。つまり自治体レベルでの同性パートナーシップのさらなる拡大や、婚姻制度の同性間への適用が実現したとしても、経済的に優位な当事者にとっての恩恵にはなるものの、経済的困難を抱える当事者にとっては絵に描いた餅の完成といった状況をもたらしかねないともいえる。

「格差社会」が提唱されてすでに20年が経ち、経済が家族にもたらす影響が指摘され続ける中、性的少数者と所得等の経済に結びつけて論じる研究は日本においていくつか見られたものの、これらの研究では経済的困難について積極的な言及が行われているとは言い難い(たとえば釜野 2013、神谷 2017)。

とはいえ、英語圏の研究においても、当事者の経済的困難は1980年代から指摘されてきたが、経済的困難の最たるものとして挙げられるであろう性的少数者のホームレス研究を例にすると若年層を対象としたものが多く、成人については2010年前後から始められた程度である。そしてこれらの研究からは、性的少数者がホームレスとなるリスクファクターのひとつとして家族からの拒絶が挙げられている(Rubin 1982, Ecker & Sylvestre 2019)。無論、経済的困難の土台となる非正規雇用や低賃金労働が他者との出会いや関係の形成を阻害している、すなわち友人や恋人、パートナーの形成を阻む要因であることはいまさら指摘するまでもないだろう。よって性的少数者の経済的困難については、家族研究と結びつけて研究を進めることが可能である。

本報告では以上のような問題関心から、現在行っている貧困からみる性的少数者の質的研究を進める際の検討事項について示したい。具体的には英語圏での研究成果を概観しつつ、国内において経済的困難を抱える性的少数者に対する調査研究の実践に向けたプロセスを示し、なかでも対象者の選定やとりわけ家族との関係や人間関係の形成にかんする質問項目の検討について、これまでの研究をどのように活用しつつ設定していったかについて報告する。またその際には性的少数者を対象とした研究ならではの配慮についても考慮に入れつつ調査を進めていることについても言及したい(溝口ら 2014)。

[文献]

Ecker, J., Aubry, T. & Sylvestre, J., 2019, A Review of the Literature on LGBTQ Adults Who Experience Homelessness, *Journal of Homosexuality*, Volume 66, 2019, pp.297-323

釜野さおり, 2013, 「性的指向は収入に関係しているのか —米国の研究動向のレビューと日本における研究の提案」, 『論叢クィア』, Vol.5, クィア学会

神谷悠介, 2017, 『ゲイカップルのワークライフバランス —男性同性愛者のパートナー関係・親密性・生活』, 新曜社

溝口彰子・岩橋恒太・大江千束・杉浦郁子・若林苗子, 2014, 「クィア領域における調査研究にまつわる倫理や手続きを考える: フィールドワーク経験にもとづくガイドライン試案」, 『ジェンダー&セクシュアリティ』第9号, 国際基督教大学ジェンダー研究センター, pp.211-223

Rubin, G., 1982, "Thinking Sex: Notes for a Radical Theory of the Politics of Sexuality", in *Pleasure and Danger* (=1997, 河口和也訳, 「性を考える—セクシュアリティの政治に関するラディカルな理論のための覚書」, 『現代思想』, Vol.25, No.6, 青土社)

(キーワード: 性的少数者、経済的困難、社会調査法)